

平成 16 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表者名 代表取締役社長 金子 修
(コード番号 4314 大証ヘラクレス市場)
問合せ先 取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー 荒川 貴次
(TEL . 03 - 6215 - 9700)

2006 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 13 日開催の取締役会において、2006 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 社 債 の 名 称 | 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ 2006 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2 本 社 債 の 発 行 総 額 | 30 億 7,500 万円ならびに本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額 |
| 3 各本社債券の額面金額 | 1,000 万円 |
| 4 本 社 債 の 利 率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 5 本 社 債 の 発 行 価 額 | 本社債の額面金額の 102.5% (各本社債の額面金額 1,000 万円) |
| 6 払込期日および発行日 | 2004 年 5 月 31 日 |
| 7 募 集 の 方 法 | Bear, Stearns International Limited の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における私募。 |
| 8 本 社 債 の 担 保
ま た は 保 証 | なし。 |

9 財務上の特約

追加額の支払

本社債に関する支払につき、現在または将来において日本国のまたは日本国内の課税当局により租税公課を源泉徴収または控除することが要求された場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、日本国非居住者または外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対する当該源泉徴収または控除後の支払金額が当該源泉徴収または控除を行わなかった場合の支払金額に等しくなるように追加額を支払う。

担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払または(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人のために、当社の現在または将来の財産または資産の全部または一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されることを条件として、かかる外債、保証もしくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合または(b)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されることを条件として、その他の担保もしくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。上記の「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券もしくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券または円貨建てその額面総額の過半が当社によりもしくは当社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ()日本国外の証券取引所、店頭市場もしくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場されもしくは通常取引されるものまたはそれを予定されているものをいう。

10 本社債の利息支払の方法 および期限

該当なし。

11 本社債の償還方法および期限

(1) 満期償還

2006年5月31日に、本社債の額面金額の100%で償還する。

(2) 任意償還

(イ) コールオプション条項による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して10日以上20日以下の事前の通知を行うことにより、本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議による承認を条件として、いつでも、残存本社債の全部を額面金額の110%または額面金額に、通知日の前日までの5連続取引日の株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値を当該通知日に適

用される転換価額で除した割合を乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額で償還することができる。

上記の「取引日」とは、大阪証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

当社が上記 9 記載の追加額の支払義務を負い、かつ、合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前の通知を行うことにより、残存本社債の全部を額面金額の 100% で繰上償還することができる。但し、当社が当該支払義務を負うこととなる最も早い日から 90 日以上前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

(3) 買入消却

当社は、公開市場を通じまたはその他の方法により、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買入れ、消却することができる。

(4) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、大阪証券取引所における当社普通株式の終値が 3 連続取引日の間、200,000 円(但し、下記 12(8) 記載の転換価額の調整がなされた場合には、その調整の割合に応じて調整される。)を下回った場合には、その保有する本新株予約権付社債券を償還請求書とともに償還日の 5 営業日前までに下記 12(12) 記載の財務代理人に預託することにより、かかる本新株予約権付社債に係る本社債を額面金額の 102.5% で繰上償還することを当社に対して請求することができる。当社は、法令により認められる限り、かかる請求に応じて本新株予約権付社債に係る本社債を償還する。

(5) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、本社債の所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合には、当社は、残存本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額で償還しなければならない。

12 本新株予約権の内容

(1) 発行する本新株予約権の総数

300 個ならびに本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(2) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(8)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。新株予約権の行使により端株が

発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

2004年6月1日から2006年5月25日の銀行営業終了時(東京時間)まで。但し、当社の選択により本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の1営業日前の日の銀行営業終了時(東京時間)までとし、本新株予約権付社債の所持人の選択により本社債が繰上償還される場合には、当該償還請求書が下記(12)記載の財務代理人に預託された時までとし、本社債が買入消却される場合には、当社が本社債を買入れた時までとし、また当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2006年5月25日より後に本新株予約権を行使することはできないものとする。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

(7) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

(8) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、当初478,000円とする。

転換価額は、2004年6月7日以降、各週の月曜日(当該日が取引日でない場合は次の取引日とし、以下「決定日」という。)に、以下の金額のうちいずれか低い金額に修正される。但し、いずれの場合についても、下限価格を下回ることはない。

(イ) 上限価格

(ロ) 直近の決定日(但し、第1回の決定日については本新株予約権付社債の発行日)(当日を含む。)から当該決定日(当日を含まない。)までの取引日における当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額

上記の「下限価格」とは、325,000円をいい、「上限価格」とは、526,000円をいう。但し、下記記載の転換価額の調整がなされた場合には、その調整の割合に応じて調整される。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他一定の場合適宜調整されることがある。

- (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- (10) 代用払込に関する事項
商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
- (11) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金または中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在6月30日および12月31日に終了する各6か月の期間をいう。）の期初に株式の発行があったものとみなして、これを支払う。
- (12) 財務代理人兼新株予約権行使受付代理人
HSBC Bank plc
- (13) 計算代理人
Bear, Stearns International Limited
- (14) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、ならびに本新株予約権の価値と本社債の利率および発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、2004年5月12日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を9.98%下回る額とした。

13 上場

該当なし。

(御参考)

1 調達資金の使途

(1) 調達資金の使途

今回手取概算額 3,060 百万円については、事業資金に充当する予定です。(詳細は、別添「資金の使用使途」参照のこと。)

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当なし。

(3) 業績に与える見通し

成長性の高い事業への投資を重点的に行うことにより収益の増加を見込んでおります。
また、株式への転換により財務安定性が向上するものと考えます。

2 その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成 15 年 12 月末)の発行済普通株式数に対する潜在普通株式の比率は 9.92%となる見込みです。

(注) 潜在普通株式の比率は、今回発行する新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

転換価額: 478,000 円(平成 16 年 5 月 12 日の大証終値 531,000 円の 9.98%ダウン)

発行済普通株式数: 57,000 株(平成 15 年 12 月末現在)

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

なし。

過去 3 決算期間および直前の株価等の推移

	平成 13 年 12 月期	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期
始 値	287,000 円	288,000 円	107,000 円	306,000 円
高 値	291,000 円	465,000 円	398,000 円	700,000 円
安 値	189,000 円	98,700 円	99,000 円	306,000 円
終 値	245,000 円	108,000 円	305,000 円	531,000 円
株価収益率	49 .1 倍	24 .8 倍	32 .9 倍	33 .1 倍

(注) 1 平成 16 年 12 月期株価については、平成 16 年 5 月 12 日現在で表示しております。

2 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を 1 期前の決算期末の 1 株当り当期純利益で除した数値です。

以 上